

ID: 1007

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等における措置命令		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の8第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第86条の8第5項の規定による。  (既存の一の建築物について三以上以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>5 特定行政庁は、認定建築主が第1項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 25 日